平成 1 8 年12月 5 日 開会 平成 1 8 年12月21日 閉会 (平成18年第 4 回定例会)

# 南丹市議会会議録

南丹市議会事務局

## 南丹市告示第359号

平成18年第4回(12月)南丹市議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年11月28日

南丹市長 佐々木稔納

記

1. 期 日 平成18年12月5日

2. 場 所 南丹市議会議場

# ○開会日に応招した議員

仲		絹	枝		大	西	_	三		高	野	美	好
森		爲	次		Ш	勝	眞	_		末	武		徹
橋	本	尊	文		仲	村		学		中	Ш	幸	朗
小	中		昭		Ш	勝	儀	昭		藤	井	日日	出夫
矢	野	康	弘		森		嘉	三		外	田		誠
片	Щ	誠	治		中	井	榮	樹		西	村	則	夫
井	尻		治		村	田	憲	_		松	尾	武	治
八	木		眞		谷		義	治		吉	田	繁	治
村	田	正	夫		高	橋	芳	治					

# ○応招しなかった議員

なし

## 平成18年第4回(12月)南丹市議会定例会会議録(第1日)

平成18年12月5日(火曜日)

(市長提出)

## 議事日程(第1号)

平成18年12月5日 午前10時開会

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定について	
日程第3	議案第223号から議案第242号まで	(市長提出)
日程第4	議案第243号から議案第251号まで	(市長提出)

日程第5 議案第252号

日程第6 平成18年9月定例会への提出に係る議案第174号から議案第216号まで (市長提出)

		本日の会議に付した事件								
日程第1	会議録署名議員の指名									
日程第2	会期の決定につ	いて								
日程第3	議案第2 2 3号	南丹市自治功労者の表彰について	(市長提出)							
	議案第2 2 4号	南丹市地域情報通信基盤整備基金条例の制定について	(市長提出)							
	議案第2 2 5号	南丹市安全で安心なまちづくり条例の制定について	(市長提出)							
	議案第2 2 6号	南丹市職員の給与に関する条例の一部改正について	(市長提出)							
	議案第2 2 7号	南丹市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関								
		例の一部改正について	(市長提出)							
	議案第2 2 8号	南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について								
			(市長提出)							
	議案第2 2 9号	南丹市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について	7							
			(市長提出)							
	議案第2 3 0号	南丹市立学校体育施設利用条例の一部改正について	(市長提出)							
	議案第2 3 1号	南丹市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	T							
			(市長提出)							
	議案第2 3 2号	南丹市過疎地域自立促進市町村計画の変更について	(市長提出)							
	議案第2 3 3号	南丹市道路(旧園部町道)路線の廃止について	(市長提出)							
	議案第2 3 4号	南丹市道路(旧園部町道)路線の変更について	(市長提出)							
	議案第2 3 5号	南丹市道路(旧園部町道)路線の認定について	(市長提出)							
	議案第2 3 6号	工事請負契約の変更について (殿田小学校改築工事(屋	內運動場建							

議案第237号 京都府後期高齢者医療広域連合の設立及び規約の制定について (市長提出) 議案第238号 国民健康保険南丹病院組合規約の一部変更について (市長提出) 議案案239号 京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合を組織する地方公共団体の 数の減少及び京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合規約の変更に ついて (市長提出) 議案第240号 京都府自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京 都府自治会館管理組合規約の変更について (市長提出) 議案第2 4 1号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び京都府市町村職員退職手当組合規約の変更について (市長提出) 議案第2 4 2号 京都府市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体 の数の減少及び京都府市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変 更について (市長提出) 日程第4 議案第243号 平成18年度南丹市一般会計補正予算(第4号) (市長提出) 議案第244号 平成18年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (市長提出) 議案第245号 平成18年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算(第2号) (市長提出) 議案第246号 平成18年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算(第2号) (市長提出) 議案第247号 平成18年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算(第2号) (市長提出) 議案第248号 平成18年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) (市長提出) 議案第249号 平成18年度南丹市下水道事業特別会計補正予算(第3号) (市長提出) 議案第250号 平成18年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算(第1号) (市長提出) 議案第251号 平成18年度京都府南丹市上水道事業会計補正予算(第2号) (市長提出) 日程第5 議案第252号 京都地方裁判所 平成15年(7)第1090号損害賠償請求事件 に係る控訴の件 (市長提出) 議案第174号 平成17年度園部町一般会計歳入歳出決算認定について 日程第6 (市長提出)

(市長提出)

設))

- 議案第175号 平成17年度園部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第176号 平成17年度園部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第177号 平成17年度園部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第178号 平成17年度園部町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第179号 平成17年度園部町商品券特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第180号 平成17年度園部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第181号 平成17年度園部町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第182号 平成17年度園部町上水道事業会計決算認定について(市長提出)
- 議案第183号 平成17年度八木町一般会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第184号 平成17年度八木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第185号 平成17年度八木町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第186号 平成17年度八木町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第187号 平成17年度八木町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第188号 平成17年度八木町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第189号 平成17年度八木町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第190号 平成17年度八木町上水道事業会計決算認定について(市長提出)
- 議案第191号 平成17年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定について
  - (市長提出)
- 議案第192号 平成17年度日吉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第193号 平成17年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)

議案第194号 平成17年度日吉町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出) 議案第195号 平成17年度日吉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて (市長提出) 議案第196号 平成17年度日吉町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出 決算認定について (市長提出) 議案第197号 平成17年度日吉町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出) 議案第198号 平成17年度日吉町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて (市長提出) 議案第199号 平成17年度日吉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出) 議案第200号 平成17年度美山町一般会計歳入歳出決算認定について (市長提出) 議案第201号 平成17年度美山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につい 7 (市長提出) 議案第202号 平成17年度美山町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出) 議案第203号 平成17年度美山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出) 議案第204号 平成17年度美山町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて (市長提出) 議案第205号 平成17年度美山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて (市長提出) 議案第206号 平成17年度美山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出) 議案第207号 平成17年度南丹市一般会計歳入歳出決算認定について (市長提出) 議案第208号 平成17年度南丹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に (市長提出) 議案第209号 平成17年度南丹市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定につい (市長提出) 議案第210号 平成17年度南丹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につい

ついて

議案第211号 平成17年度南丹市市営バス運行事業特別会計歳入歳出決算認定に

(市長提出)

(市長提出)

- 議案第212号 平成17年度南丹市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第213号 平成17年度南丹市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第214号 平成17年度南丹市商品券事業特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第215号 平成17年度南丹市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 議案第216号 平成17年度南丹市上水道事業会計決算認定について(市長提出)

## 出席議員(26名)

1番	仲		絹	枝	2番	大	面	_	三	3番	高	野	美	好
4番	森		爲	次	5番	Ш	勝	眞	_	6番	末	武		徹
7番	橋	本	尊	文	8番	仲	村		学	9番	中	Ш	幸	朗
10番	小	中		昭	11番	Ш	勝	儀	昭	12番	藤	井	日日	出夫
13番	矢	野	康	弘	14番	森		嘉	三	15番	外	田		誠
16番	片	Щ	誠	治	17番	中	井	榮	樹	18番	面	村	則	夫
19番	井	尻		治	20番	村	田	憲	_	21番	松	尾	武	治
22番	八	木		眞	23番	谷		義	治	24番	吉	田	繁	治
25番	村	田	正	夫	26番	高	橋	芳	治					

## 欠席議員(なし)

## 事務局出席職員職氏名

 事務局長
 勝山秀良
 課長補佐
 森 雅克

 係
 長西村和代
 主事井上美由紀

# 説明のため出席した者の職氏名

市	長	佐々る	木 稔	納	助		仓	设 仲	村村		脩
助	役	岸 _	上 吉	治	教	育	î ‡	<b>基</b> 牧	野		修
参	与	國	存 正	典	参		<u></u>	<b>产</b>	き 野	敏	昭
参	与	中!	島三	夫	総	務	部县	ē 塩	. 貝		悟
福祉音	部 長	永	塚 則	昭	事	業	部县	ē 松	出	清	孝
福祉事務	新長	永日	口茂	治	水	首事:	業所長	<b>.</b> #	: F	修	男

教育次長 東野裕和 総務財政課長 伊藤泰行 企画情報課長 小 寺 貞 明 監 理 課 長 井 上 秀 雄 税務課長 橋 本 早百合 合併調整室長 大 野 光 博 市民課長 吉 田 健 康 課 長 大内早苗 進 土木建築課長 川勝芳憲 都市計画課長 西岡克己 神 田 衛 農林商工課長 上水道課長 寺 尾 吾 朗 下水道課長 栃 下 孝 夫 教育総務課長 榎 本 泰 文 学校教育課長 勝 山 美恵子 波 部 敏 和 社会教育課長 寺 尾 眞知子 出 納 課 長 農業委員会事務局長 川辺清史 **園部支所長職務代理者** 山内 明 園部支所地域総務課長

## 午前10時00分開会

**〇議長(高橋 芳治君)** 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦労に存じます。

ただいまの出席議員は26名であります。

これより、平成18年第4回南丹市議会12月定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これよりただちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立って、ご報告いたします。

本定例会における理事者出席状況につきましては、お手元に配布の文書のとおり要求しておきましたので、ご覧おき願います。

以上で、報告終わります。

これより日程に入ります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(高橋 芳治君) 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、5番、川勝眞一議員、17番、中井榮樹議員を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定について

**〇議長(高橋 芳治君)** 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日より12月21日までの17日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## **〇議長(高橋 芳治君)** ご異議なしと認めて、さよう決します。

## 日程第3 議案第223号から議案第242号まで

○議長(高橋 芳治君) 次に、日程第3「議案第223号から議案第242号まで」を 一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

## **〇市長(佐々木 稔納君)** おはようございます。

12月定例議会を招集させていただきましたところ、議員各位には本日全員のご参集 を賜り、誠にありがとうございます。師走の大変お忙しい時期でございますけれども、 12月議会、大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程いただきました議案第223号から議案第242号の議決お 呼び同意を求める件について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第223号、南丹市自治功労者の表彰につきましては、南丹市表彰条例第3条各号の規定に基づきまして、今日まで南丹市及び各旧町において地方自治の発展にご貢献をいただきました17名の方々を「自治功労者」として表彰をし、そのご労苦に報いたいと存じますので、何とぞご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第224号、南丹市地域情報通信基盤整備基金条例の制定につきましては、 南丹市地域情報通信基盤整備事業で整備する施設が、将来老朽化し、その大規模な更新 等が生じた場合、多額の資金が必要となりますので、本基金を設け対応していくため、 新たに本条例を制定しようとするものであります。

本基金の財源といたしましては、今後、新規に加入いただく方の加入分担金と利用料等の一部及び旧園部町で「有線テレビ放送施設運営基金」として積み立て、合併時に「まちづくり整備基金」に統合した基金額を一般会計に繰り入れ、本基金に積み立てていく予定であります。

次に、議案第225号、南丹市安全で安心なまちづくり条例の制定につきましては、 市民の生活の安全・安心を確保するために必要な基本理念を定め、市、市民及び事業者 等の責務を明らかにすることにより、市民の生活の安全・安心に関する意識の高揚及び 自主的な活動を推進するとともに、犯罪・事故等の発生を未然に防止し、もって安全で 安心な生活の実現を図ることを目的として、本条例を制定しようとするものでございま す。

次に、議案第226号、南丹市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、 平成17年度の人事院勧告におきまして、国家公務員の給与構造を抜本的に改革するよう勧告がなされたことに伴いまして、地方公務員給与についても国家公務員と同様の見直しを行うこととされておりますので、行政職給料表の平均4.8%の引き下げ、9級 制から7級制への移行及び昇給制度の改正等を平成19年1月1日から実施するため、 本条例の所要事項の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第227号、南丹市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきましては、上位の法律の改正に伴い、まず、労働者災害補償保険法による災害補償と地方公務員災害補償法による災害補償との均衡を図るため、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、補償の対象となる通勤の範囲に、複数就業者の就業の場所から勤務場所への移動と単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の移動を加えるものでございます。さらに、同じく地方公務員災害補償法の改正に伴いまして、障害の等級に係る規定の改正を行うため、本条例の所要事項の改正をするものでございます。

次に、議案第228号、南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、平成19年3月31日をもって南丹市立五ヶ荘小学校を閉校することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第229号、南丹市立小学校及び中学校設置条例の一部改正につきましては、議案第228号と同じく南丹市立五ヶ荘小学校を閉校することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第230号、南丹市立学校体育施設利用条例の一部改正につきましても、 先の2議案と同じく、南丹市立五ヶ荘小学校を閉校することに伴い、本条例の一部を改 正しようとするものであります。

次に、議案第231号、南丹市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」及び「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」の施行に伴い、施設の名称の変更及び傷病補償、障害補償並びに介護補償等につきまして、関係する本条例の所要事項を改正しようとするものであります。

次に、議案第232号、南丹市過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、 殿田小学校の改築は、当初計画では単独校としての改築でありましたが、五ヶ荘小学校 との統合が決定したことにより、統合校としての位置づけの中での改築となりましたの で、施設区分を「その他の施設」から「統合関連施設」に変更するものであります。

次に、議案第233号、南丹市道路(旧園部町道)路線の廃止につきましては、「京都新光悦村」開発については、京都府が事業主体で、新たな生活文化の創造と産業の活性化を目指す新産業拠点の形成を目的に、事業の推進が図られておりますが、その開発工事に目途がつき、造成した土地についても販売への過程に移行する上で、京都府で土地利用の細部に検討が行われた結果、京都新光悦区画5-1号支線を廃止し、分譲地と一体的に活用するなかで、今後、京都府として効果的な販売が展開され、また、南丹市としても道路交通上より安全となる計画であるため、既認定分の路線の廃止を行おうとするものであります。

次に、議案第234号、南丹市道路(旧園部町道)路線の変更につきましてと、議案第235号、南丹市道路(旧園部町道)路線の認定につきましては、関連いたしますので一括でご説明を申し上げます。

大阪谷線及び宇野峠井戸替線の2線を合わせた路線として、国庫補助事業を受け、道路改良を進めております市道大阪谷線の完成に向け鋭意努力いたしておりましたが、大阪谷線のうち認定分の宇野峠井戸替線区間における工事に目途がつきましたので、道路法の手続きを先に行い、供用開始を順調に行うため、路線の見直しを行い、宇野峠井戸替線において起点部(園部川側)を変更し、延長を1,002.2mから1,052.2mに変更するとともに、変更前の起点付近より宇野峠井戸替線の本線に接続する延長75mを、井戸替線として認定を行おうとするものであります。

次に、議案第236号、工事請負契約(殿田小学校改築工事(屋内運動場建設))の変更につきましては、本年8月10日の臨時議会におきまして議決をいただきました殿田小学校改築工事(屋内運動場建設)請負契約につきまして、洪水対策としてのカルバート工事を別発注の予定をしていましたが、工程の関係で屋内運動場地下躯体工事と同時工事とする必要が生じたため、追加するとともに、運動場と市道との間にある構造物の撤去工事で、構造物を撤去すると擁壁が崩壊する恐れがあることが判明し、山留工事を追加する必要が生じましたので、契約金3億5,175万円を1,736万7,000円を増額し、3億6,911万7,000円に計画の変更をしたいので、「南丹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。なお、工期につきましては、変更はございません。

次に、議案第237号、京都府後期高齢者医療広域連合の設立及び規約の制定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、平成20年4月より高齢者のうち75歳以上の後期高齢者及び65歳以上75歳未満の一定の要件に該当する障害の状態にある方を対象とした後期高齢者医療制度が発足することに伴い、都道府県ごとに広域連合を設立して、その事務を処理することとされております。今回、広域連合を早期に立ち上げ、その準備を行うため広域連合の設立及び規約の制定について、関係市町村の議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第238号、国民健康保険南丹病院組合規約の一部変更につきましては、 地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、助役制度等の見直 しが行われることから、本組合規約の関係部分の改正について京都府と協議をするため、 地方自治法第290条の規定に基づき、関係市町村の議会の議決を得ようとするもので あります。

次に、議案第239号、京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合を組織する地方公共 団体の数の減少及び京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合規約の変更につきましては、 市町村合併により、相楽郡木津町及び加茂町が消滅するとともに、木津川市が設置され ることに伴い、本組合を組織する地方公共団体の数を減少させるとともに、地方自治法 の改正に伴う事項に係る規約の関係部分の変更について協議したいので、地方自治法第 290条の規定に基づき、関係市町村の議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第240号、京都府自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府自治会館管理組合規約の変更につきましては、市町村合併により、相楽郡山城町他2町が消滅するとともに、木津川市が設置されることに伴い、本組合を組織する地方公共団体の数を減少させるとともに、地方自治法の改正に伴う事項に係る規約の関係部分の変更について協議したいので、地方自治法第290条の規定に基づき、関係市町村の議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第241号、京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、市町村合併により、相楽郡山城町他2町が消滅するとともに、木津川市が設置されること等に伴い、本組合を組織する地方公共団体の数を減少させるとともに、地方自治法の改正に伴う事項に係る規約の関係部分の変更について協議したいので、地方自治法第290条の規定に基づき、関係市町村の議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第242号、京都府市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につきましては、市町村合併により、相楽郡山城町他2町が消滅するとともに、木津川市が設置されることに伴い、本組合を組織する地方公共団体の数を減少させるとともに、地方自治法の改正に伴う事項に係る規約の関係部分の変更について協議したいので、地方自治法第290条の規定に基づき、関係市町村の議会の議決を得ようとするものであります。

何とぞ、ご審議を賜り議決いただきますよう、お願いを申し上げます。

## 日程第4 議案第243号から議案第251号まで

**〇議長(高橋 芳治君)** 次に、日程第4「議案第243号から議案第251号まで」を 一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長(佐々木 稔納君) ただいま上程いただきました、議案第243号、南丹市一般会計補正予算(第4号)から議案第251号、京都府南丹市上水道事業会計補正予算(第2号)までの9議案について、提案の説明をさせていただきます。

平成18年度予算におきましては6月議会において、骨格予算であった予算に肉付けをし、9月補正においては期限のある関連事業、補助内示もしくは補助が確実な事業、 災害復旧関連事業、危険回避のため早急に対応する事業、特別な事情のある事業等に限 定して補正予算を編成したものであります。今回の補正予算におきましては、原則とし て新規事業は認めないこととし、既決予算の見直しに重点をおいて編成したものであり、 会計を追ってご説明申し上げます。

最初に、議案第243号、一般会計補正予算(第4号)におきましては歳入歳出総額を3億5,256万5,000円減額し、歳入歳出予算総額を250億2,688万2,000円に補正しようとするものであり、その内容について「予算に関する説明書」に沿って歳出よりご説明申し上げます。

最初に議会費4万2,000円の減額は、一般職員給与費の減額であります。次に総 務費においては財産管理費、庁舎等施設整備事業において1億5,385万円の減額、 情報化推進費、地域情報基盤整備事業において4億3,328万8,000円の減額な どで5億7,113万円の減額計上であります。民生費におきましては社会福祉総務費、 福祉医療費支給事業に1,865万円、高齢者福祉費、老人医療費支給事業で514万 7,000円等の追加で8,522万3,000円の追加であります。衛生費では予防 費、老人保健事業で1,022万9,000円の減額、診療諸費、公設民営診療所施設 管理助成事業で2,000万円の追加等で1,516万5,000円の減額補正であり ます。農林水産業では、農地費、土地改良事業で1、040万3、000円の追加、林 業振興費、林道・作業道事業で880万円の追加等で2,505万1,000円の追加 計上であります。土木費では河川改修維持費、河川改修事業で1億2,000万等7, 699万6,000円の追加であります。消防費では常備消防費、京都中部広域消防組 合負担金345万3,000円の減額などで262万4,000円の減額補正でありま す。教育費では、小学校管理費、学校統合事業で111万1,000円の追加、体育施 設、プール管理費で1,581万3,000円の追加等4,501万1,000円の補 正計上であります。災害復旧費では、農林水産業施設災害復旧費並びに公共土木施設災 害復旧費で493万7,000円の追加であります。

次に、これら歳出を賄います歳入につきまして、主な財源の説明を申し上げます。

分担金及び負担金では総務費分担金4,128万9,000円等で4,323万8,000円の追加であります。使用料手数料では総務管理費使用料で、742万6,000円の減額等で964万7,000円の減額補正であります。国庫支出金につきましては、社会福祉費負担金2,815万2,000円、河川費補助金で4,000万円等で、348万2,000円の増額補正といたしております。府支出金につきましては、社会福祉費負担金で2,270万4,000円、農業費補助金で804万5,000円などで3,264万8,000円の増額といたしております。財産収入につきましは、土地建物売払収入で570万8,000円の追加であります。繰入金では、財政調整基金からの繰り入れを1,550万6,000円減額するなどで、基金繰入金を6,737万2,000円追加しようとするものです。諸収入においては過年度収入及び各費目雑入で、523万4,000円の追加補正計上であります。市債においては合併特例債の減額等で、5億60万円の減額補正であります。

次に、第2表、債務負担行為では、八木地域で既に予算化しております防災行政無線

整備事業について期間を平成18年度から平成19年度、限度額を3億3,300万円と設定しようとするものです。次に、第3表、地方債補正につきましては市債で説明いたしました起債の目的によるものであり、以上が、一般会計補正予算(第4号)の主な内容であります。

次に、国民健康保険事業特別会計他 6 特別会計並びに上水道事業会計について、ご説明申し上げます。

議案第244号、国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,349万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を35億1,344万7,000円とし、主な内容としましては歳出、保険給付費、退職被保険者等療養給付費で9,000万円の追加等であります。歳入につきましては、療養給付費等交付金で、8,337万7,000円を計上いたしております。

以上が国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の内容であります。

次に、議案第245号、老人保健事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、 歳入歳出それぞれ358万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を42億210万 2,000円としております。

主な内容といたしましては、歳出、諸支出金、償還金、利子及び割引料で384万8,000円の追加であります。歳入につきましては、諸収入、第三者行為納付金で244万8,000円等を計上いたしております。

以上が、老人保健事業特別会計補正予算(第2号)の主な内容であります。

次に、議案第246号、介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、 歳入歳出それぞれ155万円を減額し、歳入歳出予算総額を28億8,615万円とし ようとするものです。

主な内容といたしましては、歳出で地域支援事業費、介護予防事業費、食の自立支援事業費で1,655万円の減額及び地域支援事業費、任意事業費、食の自立支援事業で2,320万円の追加であります。歳入につきましては、府支出金で地域支援事業交付金(介護予防事業)206万8,000円の減額等を計上いたしております。

以上が、介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の内容であります。

次に、議案第247号、市営バス運行事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ129万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を4,582万1,000円とするものです。

主な内容といたしましては歳出で事業費、一般管理事業で150万円の追加であります。歳入につきましては、繰入金、一般会計繰入金で129万9,000円の追加を計上いたしております。

以上が、市営バス運行事業特別会計補正予算(第2号)の内容であります。

次に、議案第248号、簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

簡易水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,246万5,000円を減額し、予算総額を14億7,876万3,000円とするものであります。内容といたしましては歳出、事業推進費、事業費で1億6,731万6,000円の減額補正であります。歳入につきましては、国庫支出金、水道施設補助金で634万4,000円の追加及び市債、水道債1億5,000万円の減額計上であります。また第2表、債務負担行為では、簡易水道施設遠隔監視装置整備工事に係る期間を平成18年度から平成19年度、限度額を2億円に定めようとするものであり、第3表、地方債補正では歳入、市債減額による限度額の変更であります。

以上が、簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の内容であります。

次に、議案第249号、下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申 し上げます。

下水道事業特別会計予算につきましては歳入歳出それぞれ1億3,421万6,00 0円を追加し、予算総額を39億8,490万9,000円とするものであります。補 正内容といたしましては、歳出、事業費、事業管理費、八木公共下水道事業費で1億1, 700万円の追加並びに、諸支出金、積立金で2,694万円の追加であります。歳入 につきましては、国庫支出金、下水道事業費国庫補助金で5,850万円の計上であり、 市債におきましては下水道債として1億4,430万円の追加計上であります。第2表、 地方債補正では、歳入、市債追加による限度額の追加であります。

以上が、下水道事業特別会計補正予算(第3号)の内容であります。

次に、議案第250号、土地取得事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

土地取得事業特別会計予算につきましては、債務負担行為の補正として、企業誘致用地整備事業(虎屋関連)の限度額を5億70万円から6億円にしようとするものであります。

以上が、土地取得事業特別会計補正予算(第1号)の内容であります。

次に、議案第251号、平成18年度南丹市上水道事業会計補正予算(第2号)について説明申し上げます。

第3条収益的収入では1,000万円の増額計上とし、第3条収益的支出でも12万円の増額計上としようとするものです。これにより、第3条の収入総額4億3,970万5,000円、支出総額4億251万6,000円となり、差引3,718万9,000円の収益となります。次に、第4条資本的収入では5,027万2,000円の減額計上とし、第4条資本的支出では2億3,964万8,000円の増額計上としようとするものであります。これにより、第4条の収入総額5億7,805万7,000円、支出総額9億9,898万円となり、差引4億2,092万3,000円の収入不足については、建設改良積立金取崩し、当年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものであります。第5条継続費の補正は、第4条で計上した事業費の前倒し等のため、事

業年度及び年割額を補正しようとするものであります。

以上が、上水道事業会計補正予算(第2号)の主な内容であります。

以上をもちまして、一般会計他7特別会計及び上水道事業会計の主な内容とさせていただきます。

何とぞご審議いただき、ご可決、決定賜りますようお願い申し上げます。

## 日程第5 議案第252号

○議長(高橋 芳治君) 次に、日程第5「議案第252号」を議題といたします。 地方自治法第117条の規定により、八木眞議員の退場を求めます。

(八木眞議員退場)

- **○議長(高橋 芳治君)** 提案者から提案理由の説明を求めます。 佐々木市長。
- ○市長(佐々木 稔納君) ただいま上程いただきました、議案第252号、京都地方裁判所平成15年(ワ)第1090号損害賠償請求事件に係る控訴の件について、ご説明いたします。

当事件につきましては、平成15年4月15日、原告八木美詩子氏が、旧八木町他2名を相手取り京都地方裁判所に提訴され、平成18年11月22日に判決が言い渡されたものでありますが、その判決の内容を一部不服として、大阪高等裁判所に控訴しようとするものであります。

判決の内容を不服とする理由につきましては、1点目に被控訴人を病院へ搬送した行為につき、独立して違法性を論じておりますが、当該行為は医療保護入院の前提行為であり、医療保護入院自体の適法性、判断基準が示されていないことであります。2点目に、行政職員のとった行動についてでありますが、当時の町長が職員に対し、医師の指示に従うよう命じたことは違法性なしとしながら、医師の指示に従い行った職員の幇助行為を違法性ありとしていることであります。このような判断を受け入れれば、今後、行政職員が業務を行う際、当該業務の相当性を自ら適切に判断することが求められ、明白な違法行為である場合以外には事実上不可能で、業務遂行に支障をきたすことにもなりかねません。3点目に、医師の医療行為が不十分であったとの内容でありますが、このことは職員の幇助行為の適法性にも影響いたしますもので、受け入れることはできないと判断いたしております。

以上の理由から、控訴手続きをすることにつきまして、議決を賜りますようお願いを 申し上げます。

○議長(高橋 芳治君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第252号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございません

### (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(高橋 芳治君) 異議なしと認めます。

よって議案第252号については、委員会付託を省略することと決しました。 これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

通告に基づき発言を許します。

3番、高野美好議員。

〇議員(3番 高野 美好君) 3番、高野。

議案第252号、京都地方裁判所平成15年(ワ)第1090号損害賠償請求事件に 係る控訴の件につきまして、日本共産党・住民協働市会議員団を代表いたしまして、反 対討論を行います。

本事件につきましては、昨日、議会全員懇談会におきまして、佐々木市長や事務当局 から、事件の概要や裁判の争点、判決主文について説明をいただきましたが、事件の全 容が知りたく、判決言渡書を取り寄せ、読ませていただき、裁判所における審理の経過 を知ることができました。原告の主張、さらには被告3名の主張も詳しく記載をされて おります。双方の主張を基に、裁判所は「原告を紅葉丘病院へ移送」したことについて、 「注射」「幇助」「搬送」の3点について違法であるとの判断を下しております。判決 を受けて、本議案では大きくは2点について控訴するとしていますが、まず1点目の 「医療保護入院自体の適法性を問う」という控訴理由についてでございますけども、 「医療保護入院」については「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第33条1 項に規定をされているようですけども、保護者の同意と、たった一人の医師の判断があ れば、本人の意思など無関係に強制入院が可能だということになっております。この 「医療保護入院」の規定については、国際機関からも「人権上問題がある」として廃止 の勧告が出されており、憲法の「基本的人権尊重」の規定からいっても、その適法性が 問われているわけでありますから、控訴理由としては無理があるというふうに考えます。 次に第2点目の控訴理由の「行政職員のとった行動」についてですが、本事件は当時の 町長である中川氏の指示による連行事件であったことが審理を通じて確認をされており ます。しかし裁判所は、中川氏がその現場にいなかったことなどをもって証拠不十分に より、中川氏には「違法行為責任はない」として免罪をしております。私も自治体の職 員として長く勤めておりましたので、町長の職務命令には従わなければならないことも 経験をして参りました。おそらく3名の職員も、自らの意思とは違って町長の指示に基

づいて「幇助」したのだと考えるのが妥当だと思われます。断罪されるべきは当時の町長である中川氏だと言っても過言ではないと考えます。しかし、本控訴では同じ被告同士でありますので、そのことを問うことには無理があります。したがって本判決は、職員3名を断罪したものではなく、当時の中川町長を含む八木町という行政に対する違法性を指摘したものでありますので、行政としての一住民に対する行き過ぎた過失については、謙虚に受け止めるべきだと考えます。いずれにいたしましても、本事件は町に住む住民への著しい人権侵害事件であります。憲法に保障された「基本的人権」を守る立場からも、本控訴は断念をされるよう申し上げて、反対討論といたします。

議員諸侯の賢明なるご判断を、お願いを申し上げます。

○議長(高橋 芳治君) ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終結いたします。

それでは議案第252号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

**〇議長(高橋 芳治君)** 起立多数であります。

よって議案第252号については、原案のとおり可決されました。 八木眞議員の除斥を解除いたします。

(八木眞議員入場)

○議長(高橋 芳治君) ここで暫時休憩とします。

10時55分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### 午前10時42分休憩

#### 午前10時58分再開

○議長(高橋 芳治君) それでは休憩をとき、休憩前に引き続き会議を続行します。

## 日程第6 議案第174号から議案第216号まで

〇議長(高橋 芳治君) 次に、日程第6、議案第174号から議案第216号までの南 丹市、園部町、八木町、日吉町及び美山町の平成17年度一般会計・特別会計及び企業 会計の決算認定についてを議題といたします。

これより、決算特別委員長の報告を求めます。

村田決算特別委員長。

○決算特別委員長(25番 村田 正夫君) 決算特別委員会に付託をされました議案第 174号から議案第216号まで、平成17年度旧園部町・旧八木町・旧日吉町・旧美 山町一般会計、特別会計及び企業会計決算認定、平成17年度南丹市一般会計、特別会 計及び企業会計決算認定について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

本委員会は、9月定例会において各決算議案の付託を受け、継続審査とし、去る11月2日には旧園部町、6日には旧八木町、7日には旧日吉町、9日には旧美山町の全体会を開催し、各旧町の幹部職員の出席を求め、冒頭仲村助役から各会計決算の概要説明を求めたのち、事務事業の執行状況や財源の確保、さらにその行政効果等について、慎重に審査をいたしました。続いて11月13日には厚生分科会、15日には産業建設分科会、17日には総務分科会を開催し、それぞれ担当部課長の出席を求め、旧4町で議決した予算の未執行分と、市制に伴い設置された福祉事務所の生活保護費及び市長・市議選にかかる経費等の執行状況や、その行政効果等について、終始積極的かつ慎重に審査を行い、当日に分科会採決を行いました。

旧園部町一般会計決算についての主な質疑は、国際交流会館・情報センター等管理運営委託料について、女性の館運営助成金について、人権啓発地域活動等助成について、農業公社補助金について、産業経済施設補助金について、園部町振興公社補助金について、温泉施設運営補助金について、まちづくり整備基金積立金について等でした。

旧八木町一般会計決算についての主な質疑は、農業公社運営対策事業補助金について、 畜産業費の施設改修工事費について、商工業振興費の北広瀬工業団地進入路整備工事費 と調査委託料について、スポーツフォアオール施設等管理委託料について、シティホー ル総合管理委託料等について、山陰本線京都中部複線化促進協議会負担金について等で した。

旧日吉町一般会計決算についての主な質疑は、スプリングスひよし管理運営基金等について、第3セクター経営支援補助金について、胡麻基幹集落センター改修工事費について、人権政策確立要求活動助成金について、農地総務費の土地購入費、負担金補助及び交付金の不用額等について、日吉ダムにかかる固定資産税について等でした。

旧美山町一般会計決算についての主な質疑は、美山ふるさと株式会社経営拡大支援補助金について、美山町自然文化村運営補助金について、魅力ある地域づくり事業補助金について、児童福祉費にかかる保育園の統合問題について、指定統計調査費の過年度補助金等返還金について、弁護士謝礼について、畜産振興費の不用額について、知井山村留学推進協議会補助金について、伝建地区かやぶき保存修理補助金について、町たばこ税について等でした。

11月24日、市長をはじめ助役、部課長の出席を求め全体会を再開し、各分科長より審査報告を受けたのち、各会派より1名ないし3名の代表による総括質疑を行いました。その質問事項は以下のとおりであります。1、財政構造のうち自主財源と依存財源、自主財源のうち市税収入、財政力等類似団体との比較について。2、歳出のうち性質的分類としての人件費について。3、事業執行にかかる繰越事業について。4、旧町の補助金について。5、公社・第3セクターへの補助金のあり方について。6、市有財産の今後の売却予定について。7、合併による財政運営について。8、先行取得用地の有効

活用策等について。 9、新光悦村と内林ハートフルタウンの連携について。 1 0、市税 未収入をなくす方策について。 1 1、旧4町・南丹市財政の総括質疑。 1 2、人権問題 について。 1 3、旧園部町一般会計決算にかかわる補助金支出、商工対策、利用料収入 について。 1 4、市職員の給与体系について。これらに対し、市長はていねいな答弁で 対応され、旧町で交付された補助金への監視と指導を明言、先行き不透明な地方交付税 に頼る厳しい財政環境にあっても、的確な行政改革の実行により、中長期的には行財政 基盤の強化が図られるとの力強い決意と、それぞれの項目に対する詳細な答弁がなされたのを了といたしました。この決算審査は、南丹市にとって初めてのものであり、併せて旧町分と新市分を審査するという合併がらみの極めて異例なものでした。 1 2 月末における打ち切り決算処理のため、収入未済額・不用額の発生が多い決算で、市財政の全体像が見えにくく、さらには単年度の輪切りの状況が把握しにくい決算でもありました。しかし、旧町の最終年度のやりくりが垣間見え、その行政手法の特徴とまちづくりへの熱意が深掘りすることにより表面化したという思わぬ効果があったと、個人的な感想を持った次第であります。そののち討論に入り、反対・賛成討論ののち、採決に入りました。

議案第174号、平成17年度園部町一般会計決算は、多数をもって認定すべきもの と決しました。

次に、議案第175号から議案第182号までは、全員をもって認定すべきものと決しました。

次に、議案第183号、平成17年度八木町一般会計決算は、全員をもって認定すべきものと決しました。

次に、議案第184号から議案第190号までは、全員をもって認定すべきものと決しました。

次に、議案第191号、平成17年度日吉町一般会計決算は、多数をもって認定すべきものと決しました。

次に、議案第192号から議案第199号までは、全員をもって認定すべきものと決 しました。

次に、議案第200号、平成17年度美山町一般会計決算は、多数をもって認定すべきものと決しました。

次に、議案第201号から議案第206号までは、全員をもって認定すべきものと決しました。

次に、議案第207号、平成17年度南丹市一般会計決算は、多数をもって認定すべきものと決しました。

次に、議案第208号から議案第216号までは、全員をもって認定すべきものと決しました。

以上、一般会計、特別会計及び企業会計決算すべて認定すべきものと決しましたが、

審査過程での指摘事項、意見や要望を今後の市政運営の中で十分反映されるよう望むも のであります。

あとになりましたが、委員各位には23日間という長期間、また限られた厳しい審査 日程の中、連日慎重な審査と円滑な委員会運営にご協力いただき、本委員会の使命が達 成できましたことに心から感謝し、厚く御礼を申し上げます。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長(高橋 芳治君) これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告に基づき、順次発言を許します。

2番、大西一三議員。

○議員(2番 大面 一三君) 議席番号2番の日本共産党・住民協働市会議員団の大面でございます。

平成17年度におきましては、合併協議が整いまして、年度途中の平成18年1月1日、4町合併で南丹市が発足をいたしました。今決算はそういう意味で特別の会計の決算でございます。当17年度決算におきましては、予算が適正に執行されたか、行政効果はどうであるのかを審査をし、合併南丹市に向けまして、旧町4町でどのような形で取り組まれてきたのか、どのように南丹市に引き継がれてきたかを審査、検証する決算でもございます。そのことによりまして、従来の旧町の良さをきちっと南丹市に引き継ぎ、そしてまた南丹市の財政運営の一層の健全化と、その適正化に役立てていくための各旧町・南丹市の決算審査だと考えるものであります。そうした意義と認識の下に討論を行ってまいりたいと思います。私は、以下四つの一般会計につきまして、反対討論を行ってまいりたいと思います。

まず一つ目につきましては、議案第174号、平成17年度園部町一般会計歳入歳出 決算認定につきまして、反対討論を行ってまいります。

まず、引き続きの大型公共事業の推進によりまして、借金に依存をした財政運営で財政の硬直化をきたしている内容となっております。中でも、中心市街地再開発事業は、住民の意見を十分に聞くことなく、行政主導でこの間進められてまいりました。仮換地の合意がされたとして進められておりますけれども、道路拡幅中心の再開発で、本当に商店街の活性化が実現していくかどうかは危惧されるものであります。

次に、公社等への補助金・助成金支出についてでございます。

園部町振興公社へ2億1,100万円、園部町農業公社へ1億円、女性の館運営費として5,000万円の支出が、いずれも合併直前の12月20日に執行されております。 特異なのは事業実績もなく、対応する補助事業の完了届もなく、職員による事業の検査

調書もないものであります。その上に支出に当たっての何の条件も付されていない、そ んな公金支出でございます。そしてまた、どれも前町長が理事長であります、その団体 に支払いがされているというものであります。また、年度末におきましても、この支出 された補助金が有効に使われておらず、預かり金等で保管をされているという状況であ ります。適正に支払われたといえないものでございます。園部町の9月議会で予算認定 されておりますけれども、その財源は財政調整基金を取り崩したものでございまして、 代表質問でも明らかにしましたように、この補助金支出によりまして起債残高に見合い ます園部町が持ち寄る基金は3億3,000万円も不足しているという状況であります。 これら丸投げといえる補助金は、園部町であり余った余裕のお金ではなかったはずであ ります。本来、南丹市に基金として引き継がれるべきであったと考えます。合併により まして「新市に負担をかけない、自立を図っていく」、そう言いながら巨額の補助金支 出がされました。補助金支出先は決算時におきましても整理もされずに、依然として公 社、団体として存在をしております。その上、特に農業公社にかかわりましては1,0 00万円の運営委託料、800万円の倉庫建設補助など、南丹市となりましても引き続 き従来どおりの支出、補助金が出されているという状況でございます。決算時には何ら こうした補助金が有効に使われずに、園部町振興公社におきましては2億1,100万 円が仮受金とされており、園部町農業公社の1億円につきましては設備基金として積立 処理がされているというものであります。また、女性の館運営費としての5,000万 円は、国際学園都市センターの会計への預かり金としてあります。いずれも使われずに 保管されているといった状態でございます。3億5,000万円という公金が住民の目 の届きにくいところに持っていかれたというのは現前とした事実であります。今後、適 正に有効に使われていくのか、また私的な使われ方がされないか、特に監査・監視が必 要となります。不当な支払いをしました園部町を引き継いだ南丹市と、そして、受領し ました公社や女性の館の関係者には、少なくとも旧園部町住民全体に対しまして、その 責任と補助金を有効、適正に使い、不正がなかったことの証明と、その報告義務が生ず ることを申し上げておきたいと思います。

9月の予算計上時には、まちなかにぎわい対策補助金1億5,000万円、園部町の商工会に交付されるいうことに説明をされておりました。商工会へ支払われずに専決処分したとされる予算によりまして、基金積立にされているという状況であります。地方自治法の第179条におきましては、専決処分した場合につきましては、次の議会においてこれを報告し、その承認を求めなければならないとしております。ところが旧園部町議会にも、合併後の南丹市議会にもまったく報告もされずに、ましてや承認も得られていないという状況のものでございます。この専決したとされる予算は、議会に報告がないこと、そしてまた9月議会での予算の審議の中で、その結果と反する内容のものであるということなど、二重にも三重にも議会を軽視したものでございます。全体丸投げのこうした補助金支出にかかわりまして、不当性を申し上げて反対討論とするものであ

ります。

また、歳入につきましては、るり渓温泉等の施設使用料につきまして、土地建物貸付分相当といたしまして、月50万円の使用料を利益配分以外にるり渓心と身体の癒しの森施設使用料として納付されることになっていたと理解をしております。ところが旧園部町の決算においても、また南丹市決算におきましても、土地建物貸付け相当としての月50万円の使用料は収入とされていない状況であります。この月50万円の使用料につきましては、合併にかかわってと、無償譲渡されたものであります。ですから、合併がなった12月までの貸付料相当分は南丹市の、旧園部町の収入とされなければならないと思うものであります。そうした点を指摘をし、園部町の一般会計にかかわります決算認定につきましての、反対討論とするものであります。

続きまして、議案第191号、平成17年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、反対討論を行います。

殿田小学校改築に伴いまして、学校給食を今までありました自校方式からセンター方式にされようとしております。当時、住民合意が十分に得られたものではなく、一方的なものではございました。何もかも統廃合ではなくて、作り手の見える、地域の食材をふんだんに使いました温かい給食、今までどおりの自校方式の給食を求める声は強いものがございます。人権政策確立要求実行委員会に30万円の補助金が支出がされています。この委員会は破綻をいたしました基本法制定要求を引き継ぐものでございます。特定団体の運動に住民を参画させていくものでございます。人権啓発活動につきましても、部落差別をはじめとする様々な人権問題の解決のその名の下に、従来と同様、特定の運動団体の方針の下に人権啓発活動を行っているということは、同和行政終結の流れに逆行しているばかりではなく、同和問題の真の解決につながらないものだと考えるものであります。

続きまして、議案第200号、平成17年度美山町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、反対討論を行います。

一つ目につきましては、17年度から19年度にわたります事業全体の実施計画が完了いたしました、ケーブルテレビによります情報基盤整備についてでございます。ケーブルテレビ事業の必要性は認められるものでございますけれども、ハード面だけが先行をして、加入金や使用料など住民負担がどれほどになるか示されないままの事業でございまして、住民の十分な合意認識もなく、住民軽視もはなはだしい内容でございます。

二つ目につきましては、中山間地直接支払い交付金の町単費制度を廃止するなど、農業者にとりまして冷たい決算内容となっていることであります。

三つ目につきましては、庁舎建築につきまして、当時、基金の範囲内3億円で建築すると説明されていましたところ、決算におきましては事業総額4億2,640万円となっております。4億を超える事業になりました駆け込み事業ともいえる内容のものでございます。

次に、議案第207号、平成17年度南丹市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、 反対討論を行ってまいります。

各種財政指標を見ますと、経常収支比率90.3%、公債費比率は17.1%、とも に高い数値を示しております。弾力性に乏しく、財政の硬直化が懸念される数値であり ます。合併前におきましては、合併によって財政は安定する、基金は1円たりとも取り 崩さないと、そういう内容で宣伝が行われてまいりました。ところが基金は財政調整基 金、そしてまた減債基金合わせまして、前年度末で52億3,388万円が決算時40 億3,967万円と17年度で11億9,421万円も取り崩されております。基金全 体では11億2,452万円の減で、79億2,224万円でございます。一方、起債 残高におきましては、特別会計も含みます全体では、前年度末で668億975万円が 決算時におきましては670億8、590万円と、この17年度で2億7、615万円 も増えているところであります。一般会計につきましても起債残高は増額したものとな っております。合併初年度から、基金は減る、地方債残高は増えるという決算内容にな っております。健全財政運営とは言い難いものでございます。新市建設計画で示されま した財政計画を尊重するとともに、今後の財政見通しを住民に公表していくべきでござ います。普通建設事業費が歳出全体に占めます比率は、依然として高いものがございま す。今後、大型公共事業偏重の行政運営を改めて、国によります国民生活破壊からの住 民生活を守る、そうした予算が求められていると考えるものであります。

以上、反対討論といたします。

- ○議長(高橋 芳治君) 続いて7番、橋本尊文議員。
- **〇議員(7番 橋本 尊文君)** 議席7番の橋本尊文でございます。

議案第207号、平成17年度南丹市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。過日、決算委員会におきましても討論をし、重複いたしますが、本会議におきましても述べさせていただきたいと思います。

平成17年度は南丹市にとりまして歴史の1ページを飾る重要な年でありました。平成17年3月13日に園部町・八木町・日吉町・美山町の合併協定調印がなされ、旧4町にとって最後の大切な年となりました。また、4町の持つ自然や歴史、文化、まちづくり等の地域特徴や個性を尊重したゆるやかな合併を基本理念として、合併に向けての準備段階のときでございました。地方財政は地方税の減少、三位一体改革による地方交付税の削減などの要因により厳しい状況でありましたが、各町とも地域の特性と個性を尊重をし、重点的施策の遂行に鋭意努力をされてきました。決算委員会におきましては様々な意見がございました。しかし、これらの問題に対する施策は「4町が所有する財産及び債務については、合併までに可能な限り整理を図った上で新市に継承する」との合併合意事項の忠実な遂行であり、公営企業体・組織体の経営基盤を強化するものでありまして、十分に理解ができるものであります。今後は、これらの問題につきましては、南丹市におきまして、適切な対応をお願いをいたしたいと思います。このような経緯の

中で平成18年1月1日に南丹市が発足をいたしました。少子高齢化の進行、地域経済 の低迷等厳しい状況の中で行政の効率化、財政基盤の強化、そして住民主体の自立した まちづくりを目標として誕生をいたしました。平成17年度南丹市一般会計歳入歳出決 算は、平成18年1月1日から3月31日までの各町の予算残り部分の持ち寄り予算と いう側面があり、義務的経費を中心とした暫定予算であったわけであります。しかしな がら、同時にこの決算は南丹市の将来の方向性を示唆する内容で、合併理念の具現化に 向けた意図を十分に感じさせる予算執行であり、礎ともいえるものでありました。具体 的な例を申し上げますと、4町の融合と市民の一体感・連帯感を醸成をさせ、情報の共 有の手段としての必要不可欠な地域情報基盤整備事業の推進。南丹市中心地域の活性 化・商業の振興に向けての土地区画整理事業・都市計画街路事業の執行。少子化対策と してすこやか子育て医療費助成事業・出産祝い金・すこやか手当などの補助金の全市へ の拡大と拡充。火災に伴う災害見舞金支給という弱者に対する配慮。障害者・老人・児 童福祉の充実に向けての対応。また南丹市の将来を担う子ども達の教育の現場である学 校の改築に対しての予算執行。そして農林水産物被害を最小限に食い止め、農林業従事 者の士気の高揚を図るための有害鳥獣捕獲対策事業。災害復興にも予算を投入し、市民 の安心・安全な生活に大きく寄与してまいりました。

以上、それぞれ行政の根幹をなす事業に対して、十分な配慮がなされ、南丹市のメインテーマであります「ふるさとに誇りと希望を持ち、安心に暮らせるぬくもりのあるまちづくり」の実現に向けての第一歩であったと評価をいたします。一方、歳入におきましては自主財源が34.37%、また依存財源が65.03%と、その割合が若干気になるところであり、自主財源の大切さを指摘をしているようであります。また、公債比率17.19%という数字は何を意味するのか、今後、地方交付税の削減が避けられない以上、安易な公債の歳入に頼らずに自主財源の確保、効率的事業の執行による財政基盤の確立が求められていると思います。

南丹市発足後、最初の予算執行となったこの議案は、4町がそれぞれの地域に対する 熱い思いと南丹市の発展に向けての決意の表れであり、十分に理解できるものでありま す。多少の問題点はあるにいたしましても大局的な見地に立ち、賛意を表明をさしてい ただきたいと思います。今後におきましても市民生活に支障ないよう住民福祉や行政水 準の低下なきよう創意工夫され、市政を推進をされることを願い、賛成討論といたしま す。

- ○議長(高橋 芳治君) 続いて8番、仲村学議員。
- ○議員(8番 仲村 学君) 8番、仲村学でございます。

決算委員会に引き続き、同じく議案第207号、平成17年度南丹市一般会計歳入歳 出決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

平成17年度歳入総額108億5,508万1,000円、歳出総額102億9,9 29万円、差し引き額5億5,579万円、翌年度へ繰り越すべき財源1億1,553 万3,000円を差し引いた額、4億4,025万7,000円が実質黒字となっております。さて、日本経済は大企業を中心に、景気回復基調のうちに推移しているとの報道がされていますが、一方では中小の企業をはじめ、一般国民生活は依然厳しい情勢下にあり、そのなかにあって南丹市は合併後、初の決算であり、総務費は23億984万2,000円で歳出額の22.4%を占めています。今や国民すべての関心事であります社会福祉、民生費は14億7,263万5,000円で14.3%です。農林水産費は12億7,036万2,000円、12.3%で、うち2億5,152万2,000円が京のこだわり産地支援、担い手づくり支援、畜産振興、森林事業、土づくり事業などの補助金として計上され、また土木費は18億449万8,000円、17.5%となっており、車社会にあって道路、橋梁維持、新設改良や農業基盤整備河川改修、都市計画における区画整理、街路、公共下水、住宅、事業など多様化している住民の皆さんのニーズに対応するための事業が多くを占めており、市長を筆頭に日々業務に励んでいただいております職員の皆さんに深く敬意を表する次第であります。

今後の経済情勢は上昇傾向にあると報じられていますが、財政的には決して楽観できる状況ではないと思われます。本市においては自主財源が乏しく、今後の南丹市のさらなる発展のためには行財政改革の推進はもちろんのこと、市職員の皆さんの自助努力や英知によりまして無駄を省き、住民要望に応えていただくことを強くお願いを申し上げ、賛成討論といたします。

**〇議長(高橋 芳治君)** ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより順次、採決いたします。

まず、議案第174号「平成17年度園部町一般会計歳入歳出決算認定について」を 起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(高橋 芳治君) 起立多数であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第175号から議案第182号までの8件を一括して、起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

よって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**〇議長(高橋 芳治君)** 起立全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第183号「平成17年度八木町一般会計歳入歳出決算認定について」を 起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

よって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**〇議長(高橋 芳治君)** 起立全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第184号から議案第190号までの7件を一括して、起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

よって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

〇議長(高橋 芳治君) 起立全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第191号「平成17年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定について」を 起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

よって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

〇議長(高橋 芳治君) 起立多数であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第192号から議案第199号までの8件を一括して、起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

よって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高橋 芳治君) 起立全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第200号「平成17年度美山町一般会計歳入歳出決算認定について」を 起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

よって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(高橋 芳治君) 起立多数であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第201号から議案第206号までの6件を一括して、起立により採決い

たします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

よって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**〇議長(高橋 芳治君)** 起立全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第207号「平成17年度南丹市一般会計歳入歳出決算認定について」を 起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

よって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

**〇議長(高橋 芳治君)** 起立多数であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第208号から議案第216号までの9件を一括して、起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

よって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**〇議長(高橋 芳治君)** 起立多数であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

○議長(高橋 芳治君) 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。 次の本会議は、12月11日午前10時より再開して、一般質問を行います。 本日は、これにて散会いたします。 ご苦労でした。

午前11時44分散会